

広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付目的)

第2条 この補助金は、カーボンリサイクル関連技術の研究開発及び実証（以下「研究事業」という。）に取り組む者に対し、研究事業に要する経費を補助することにより、自主自立の下で実施される研究事業を推進し、カーボンリサイクル関連技術の社会実装を進めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) カーボンリサイクル

二酸化炭素を回収し、多様な炭素化合物として再利用することをいう。

(2) 大学等研究機関

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学又は高等専門学校及び研究開発を主たる業務とする、国若しくは地方公共団体が設立した研究機関又は独立行政法人をいう。ただし、日本国外の大学、研究機関その他これに類する機関等（以下この号において「機関等」という。）においては、その機関等が所在する国又は地域の制度において定められている機関等をいう。

(3) 事業者

日本国内外の民間企業、団体又は事業を営む個人をいう。

(4) 補助対象者

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）において、研究事業の中核を担う者で、補助金の交付の対象となる大学等研究機関又は事業者をいう。

(5) 開発グループ

補助対象者と、大学等研究機関又は事業者が連携して補助事業において研究開発実証事業を行うために構成される組織をいう。

(補助事業)

第4条 補助事業は、大学等研究機関又は事業者が、次の各号に掲げるカーボンリサイクル分野の研究や、当該分野での新たな製品化・サービス化を目的とする研究開発や事業開発（通常の生産活動を除く。）とし、補助事業の区分は別表第1のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素分離回収に係る分野
- (2) 鉱物化による二酸化炭素固定化に関する分野
- (3) 二酸化炭素を原料として燃料への転換に関する分野
- (4) 二酸化炭素を原料として化学品への転換に関する分野
- (5) 二酸化炭素吸収源に関する分野
- (6) 広島県内でのカーボンリサイクルへの活用を含めた CO₂ フリー水素の製造に関する分野
- (7) その他、直接的又は間接的にカーボンリサイクルの技術に資する分野

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が行う補助事業に要する別表第2に掲げる経費であって、その経費の使途、目的、効果等が適当と認められるものとする。

(補助限度額、補助率、交付の対象等)

第6条 補助限度額、補助事業の実施期間及び補助率は別表第1のとおりとする。

- 2 補助金は補助対象者に対して交付するものとする。
- 3 補助事業の実施期間は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する県の会計年度の3月31日までとする。なお、補助対象者は別表第1に規定する最長補助事業期間に達するまでは、第7条第2項の規定に基づく補助金交付を申請することができる。

(交付の申請)

第7条 補助対象者は、新規に補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に別表第3に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、次年度に継続して補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に別表第4に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該補助金交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を補助対象者に送付するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第9条 補助対象者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第10条 補助事業は交付決定時の補助対象者において経理するものとする。

2 補助対象者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

3 補助対象者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日に属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 補助対象者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第2による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) この補助事業に要する経費に配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助事業に要する経費全体額の20パーセント以内の減少となる変更を行おうとする場合、別表第2に掲げる経費区分の相互間において、知事が別に定める経費区分の上限を超えない範囲で補助対象経費を流用する場合を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び補助事業の能率に関係がない研究事業の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の進捗管理)

第 12 条 補助対象者は、補助事業を機能的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

- 2 補助対象者は、補助事業の進捗状況と的確に把握・評価しながら主体的に研究を推進し、当初の研究目的を的確に達成するため補助事業の進行管理を適切に行うものとする。
- 3 補助対象者は、知事から求めがあった場合は、補助事業の進捗状況を報告するものとする。

(実績報告等)

第 13 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、交付決定日から交付決定日の属する県の会計年度の 2 月末日までの補助対象経費について、3 月 10 日までに様式第 3 による実績報告書に別表第 5 に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。なお、概算払を受けた場合は、実績報告書に概算払精算に係る必要事項を記載して精算するものとする。また、交付決定日の属する県の会計年度の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間に、補助対象経費があり、当該補助対象経費に係る補助金の交付を受けようとする場合は、翌年度の 4 月 10 日までに様式第 3 による実績報告書に別表第 5 に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業が交付決定日の属する県の会計年度の 2 月末日よりも早く完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、前項の規定によらず、その完了した日から起算して 20 日を経過した日又は 3 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 3 による実績報告書に別表第 5 に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。なお、概算払を受けた場合は、実績報告書に概算払精算に係る必要事項を記載して精算するものとする。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書の書類の審査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 11 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書を補助対象者に送付するものとする。

- 2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、その超えている部分の補助金の返

還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助事業の中止又は中断)

第 15 条 知事は補助対象者において次の各号の一に該当すると判断される場合には補助事業の全部又は一部を中断することができる。

- (1) 第 11 条の手続きに不備があると認められるとき
- (2) 第 12 条第 2 項の進行管理が不適切であると認められるとき又は、同条第 3 項の進捗状況の報告に不備があると認められるとき
- (3) 第 13 条の実績報告書が提出されない又は、不備があると認められるとき
- (4) 第 14 条第 1 項の報告書の書類の審査等において、交付決定の内容及び条件に適合しないと認められるとき
- (5) その他事業の継続が著しく困難であると認められるとき

2 補助対象者において、前項の事由について知事が定める期間内に改善されれば、知事は事業の再開を認めることとする。なお、改善できない場合は、知事は補助事業の中止を命ずるものとする。

3 第 1 項の中断期間においては、中断している事業に係る支出は補助対象外とする。

(補助金の支払)

第 16 条 補助金は、第 14 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのちに支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 4 による精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第 17 条 規則第 5 条第 3 項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、

かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

- (3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第 5 により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがある。

- 2 補助対象者が前項の条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(財産の処分の制限)

第 18 条 取得財産等のうち、規則第 22 条第 2 号及び第 3 号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上（税抜）の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 規則第 22 条第 1 項ただし書きの規定に基づき知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めるとおりとする。

- 3 補助対象者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第 6 による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 4 知事は、前項に係る承認をした場合において、補助対象者に当該承認に係る財産を処分したことによる収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。ただし、補助対象事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産等を転用する場合は、あらかじめ別記様式第 7 による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けたときは、納付を免除する。

- 5 知事は、前項ただし書きの規定による承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助対象事業の成果が活用されるものと認めたときには、転用を承認し、当該補助対象者に通知するものとする。

- 6 知事は、前項の承認に際して必要な条件を付することができる。

(成果の発表)

第 19 条 知事は、必要があると認めるときは、補助対象者に補助事業の成果について発表させることができるものとする。

- 2 補助対象者は、前項の発表について、これに協力しなければならない。

(その他必要な事項)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、知事が別にこれを定める

附則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表第1 (1) (令和4年度～令和6年度^{※1})

	研究単独型	研究者提案型	県内企業課題解決型
補助事業の区分	県内の補助対象者が行う研究・開発事業	県内外の補助対象者が、県内の事業者と連携して行う研究開発事業	県内の事業者が提示する課題を、当該県内の事業者と連携して解決にあたる補助対象者の研究開発事業
補助限度額 ^{※3}	各年度2,000千円 合計4,000千円以内	各年度3,000千円 合計6,000千円以内	各年度10,000千円 合計20,000千円以内
最長補助事業期間	2年		
補助率 ^{※4}	大学・中小企業10/10	大学・中小企業10/10 中堅企業2/3 大企業1/2	大学・中小企業9/10 中堅企業2/3 大企業1/2

別表第1 (2) (※令和7年度以降^{※2})

	基礎研究支援型	SU等県内実証支援型	サプライチェーン構築支援型
補助事業の区分	カーボンリサイクル製品開発に向けた補助対象者の基礎研究を支援する事業	県内の事業者と連携した、補助対象者のカーボンリサイクル製品の開発・実証を支援する事業	カーボンリサイクル製品のサプライチェーンを構築し、補助対象者の事業化に向けた開発・実証を支援する事業
補助限度額 ^{※3}	各年度2,000千円 合計4,000千円以内	各年度4,000千円 合計6,000千円以内	各年度14,000千円 合計21,000千円以内
最長補助事業期間	2年	1年6ヶ月	1年6ヶ月
補助率 ^{※4}	大学・中小企業10/10	中小企業10/10 中堅企業2/3 大企業1/10	中小企業2/3 中堅企業3/5 大企業1/2
要件等		あらかじめ県内企業を1社以上含む開発グループを構成すること	

※1 別表第1 (1) は、令和4年度～令和6年度の公募「広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金」の採択事業に適用する。

※2 別表第1 (2) は、令和7年度以降の公募「広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金」の採択事業に適用する。

※3 当該年度における研究予定期間が6か月以下の場合は、当該期間の年割額は表中の各年度の額の1/2を上限とするものとする。また、補助金額の合計に関わらず、補助額は年度ごとに割り振られた額を越えないものとし、次期以降への繰越はできないものとする。

※4 補助率に記載のある中小企業、中堅企業、大企業の定義は次のとおりとする。

区分	内容
中小企業	下記に定義する会社、個人若しくは法人^{注2} 製造業その他：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 卸売業：資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 小売業：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人 サービス業：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

中堅企業 ^{注1}	中小企業に該当せず、下記の要件を満たす者 ・資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人であること ・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数が2,000人以下であること
大企業 ^{注1}	中小企業以外の者（資本金10億円以上）

注1 中小企業のうち、次のいずれかに該当するものは大企業とみなす。（「みなし大企業」）、同様に(1)～(5)で大企業とされている部分が中堅企業である場合には、中堅企業とみなす（「みなし中堅企業」）

(1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

(2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

(4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者

(5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(6) 応募申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

注2 中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～第8号に定める法人（企業組合等）又は法人税法別表第二にあてはまる法人、農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人

別表第2

経費区分	備考
試作・試験費	(1) 開発に係る目的物を試作する場合の原材料、部品等の購入に要する経費 (2) 本開発に係る目的物の試作、原材料の加工、試料の製造、組立、設計、プログラム開発、試験・分析等の外注委託に要する経費 (3) 本開発に必要な試験、分析等を行うための材料、試薬品等の購入に要する経費
機 械 装 置 ・ 工具器具費	本開発に必要な、 (1) 機械装置の購入、据付に要する経費 (2) 機械装置の借用、リースに要する経費 (3) 既存の機械装置の改良に要する経費 (4) 工具器具の購入に要する経費
研究連携費	本開発に係る課題解決のため、大学等研究機関や企業と共同で研究開発を行う場合に要する経費
技術指導費	本開発に係る専門的知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談を受けた場合に要する謝金等の経費
調査等委託費	本開発の遂行に必要な調査等の委託に要する経費 (1) 技術調査、特許調査、マーケティング調査等を委託するために支払われる経費 (2) 試験分析、有効性・安全性評価を委託するために支払われる経費
直接人件費	本開発に直接関与する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る）の直接作業時間に対する人件費
諸経費	(1) 特許取得費（日本の行政庁に納付される出願手数料等を除く） (2) 本開発を行うために直接必要な、 ア 資料購入費（図書、参考文献、資料等を調達するための経費） イ 法定検査・検定料等に必要な経費 ウ 旅費 (3) 大学等研究機関における管理等に必要な経費（一般管理費） (4) その他知事が特に必要と認める経費

別表第 3

添付資料	記載項目
右記項目を記載した研究内容がわかる資料 (参考様式 1)	研究課題名 研究目的及び内容 実用化による効果等 (将来のビジョン) 研究計画及び開発グループによる研究体制等 研究実績 補助対象者情報 開発グループ情報
支出内容がわかる資料 (参考様式 2)	経費区分ごとの金額 主な積算内訳 (費目、単価・数量)
(事業者の場合のみ) 補助金交付申請日前 3 か月以内に 法務局で発行された補助対象者の 履歴事項全部証明書 (原本)	—

別表第 4

添付資料	記載項目
支出内容がわかる資料 (参考様式 2)	経費区分ごとの金額 主な積算内訳 (費目、単価・数量)
研究の進捗状況がわかる資料 (参考様式 3)	研究の進捗状況、今後の展望・予定

別表第 5

添付資料	記載項目
研究結果がわかる資料 (参考様式 4)	研究の内容 研究体制 研究の成果
支出内容がわかる資料 (参考様式 2)	経費区分ごとの金額 主な積算内訳 (費目、単価・数量)

別記様式第 1（第 7 条関係）

年度広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金交付申請書

年 月 日

広島県知事 様

所 在 地

補助対象者名

代表者職氏名

（担当者氏名： ）

（電話番号： ）

広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1. 研究課題名

2. 補助金交付申請額 金 円

3. 事業の開始及び終了予定年月日

開 始年月日 年 月 日

終了予定年月日 年 月 日

4. 補助事業の区分

様式第 2（第 11 条関係）

年度広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

所 在 地

補助対象者名

代表者職氏名

（担当者氏名： ）

（電話番号： ）

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあったこの補助金について次のとおり変更したので、広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により申請します。

1．研究課題名

2．変更の内容及び理由

様式第 3（第 13 条関係）

年度広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金に係る
補助事業の実績報告書兼概算払精算書

年 月 日

広島県知事 様

所 在 地
補助対象者名
代表者職氏名
（担当者氏名： ）
（電話番号： ）

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあったこの補助事業を完了したので、広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助金額等

- | | | |
|----------------|---|---|
| (1) 補助事業に要した経費 | 金 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 金 | 円 |
| (3) 補助金額 | 金 | 円 |

2 概算払精算

概算受領済額	¥
精算額	¥
差引（過・不足）額	¥

様式第 4（第 16 条関係）

年度広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金に係る
精算（概算）払請求書

年 月 日

広島県知事 様

所 在 地
補助対象者名
代表者職氏名
（担当者氏名： ）
（電話番号： ）

年 月 日付けで交付決定を受けた広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金について、広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 精算（概算）払請求金額 円

2 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る）

3 概算払とする理由（概算払の請求をするときに限る）

4 振込先

金融機関名		本店・支店名	
預金の種別			
口座番号			
預金の名義			

様式第 5（第 17 条関係）

年度広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

広島県知事 様

所 在 地
補助対象者名
代表者職氏名
（担当者氏名： ）
（電話番号： ）

年 月 日付けで交付決定を受けた広島県カーボンリサイクル関連技術研究
開発支援事業補助金について、広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事
業補助金交付要綱第 17 条第 1 項第 3 号に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額（要県費補助金返還相当額）
金 円
- 3 添付書類
（1）2 の金額の積算の内訳を記載した書類
（2）その他参考になる資料

様式第 6（第 18 条関係）

年度広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金に係る
財産処分承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

所 在 地
補助対象者名
代表者職氏名
（担当者氏名： ）
（電話番号： ）

年度広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金に係る取得財産等を処分したいので、広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金交付要綱第 18 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

- 1 取得財産名及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の理由
- 4 処分の方法及び時期
- 5 処分により得る収入の見込み額

様式第 7（第 18 条関係）

年度広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業の成果
を活用して実施する事業に使用するための財産処分承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

所 在 地
補助対象者名
代表者職氏名
（担当者氏名： ）
（電話番号： ）

年度広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金に係る取得財産等を処分したいので、広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金交付要綱第 18 条第 4 項ただし書きの規定に基づき、下記のとおり申請します。

1 処分する取得財産

財産名	数量	取得金額	取得年月日	保管場所（転用前）	補助金額(円)

2 処分の理由

補助事業等の成果を活用して実施する事業に転用するため

4 処分の方法

転用

5 処分の時期

6 取得財産等を活用して行う事業等

事業名	
事業内容	
転用用途	

参考様式 1

研 究 内 容

研究課題名	
研究目的及び内容	
実用化による効果等 (将来のビジョン)	
研究計画及び開発グループ による研究体制等	
研究実績	
補助対象者情報	担当者の所属： 役職： 氏名： 略歴： 連絡先： 経理責任者の役職： 氏名： 連絡先：
開発グループの情報※	組織名称： 担当者の所属： 氏名： 連絡先： 本事業での主な役割：

※開発グループの情報は連携組織の数に応じて、行を追加して記載すること

参考様式 2

支出表

(単位：円)

経費区分	金額	補助対象経費 合計額に 対する割合 (%)	主な積算内訳		
			内容	単価・数量	小計
試作・試験費					
機械装置・工具 器具費					
研究連携費					
技術指導費					
調査等委託費					
直接人件費					
諸経費					
補助対象経費 合計額		100			
補助率					
補助金 交付申請額					

研究の進捗状況

研究の進捗状況	
今後の展望・予定	

参考様式 4

研究結果報告書

研究の内容	
研究体制	
研究の成果	